

上作延地区 新町界の検討ポイント

1 住居表示実施の区域

上作延の全体面積（103.09ha）のうち、市街化調整区域（緑ヶ丘霊園：約27ha）を除いた約76haが実施面積となります。

2 町名の定め方

- ・原則、従来の名称。（地元で古くから使われている呼称も可能。）
（例）下作延 → 下作延1丁目～7丁目
- ・新たに町名をつける場合は歴史・伝統・文化の上で由緒ある名称を選択。
※新しい町名を定めた場合は新しい郵便番号が設定される。
- ・丁目は、原則として基準点（JR武蔵溝ノ口駅）から放射状に配列する。
※武蔵溝ノ口駅に近い方から1、2、3丁目となる。

3 町の境界

- ・町の境界は、公道、河川、水路、鉄道又は軌道の線路など恒久的な施設などとする。
- ・実施区域の状況等によっては、公共溝渠、コンクリート塀などであっても、それが恒久的な施設として認められるものについては、町の境界としてもさしつかえない。

4 町の境界線

- ・道路のうち、おおむね東西に通ずるものは、原則として南側の側線とする。
- ・道路のうち、おおむね南北に通ずるものは、原則として東側の側線とする。

5 町の形状

境界が複雑に入りくんだり、飛び地が生じないように、できるだけ簡明な境界線をもつて区画された一団を形成するよう留意する。

6 町名及び丁目の数

- ・町名を細かく（多く）することは可能。
- ・町名に丁目をつける場合は1つの町名に対しておおむね、5丁目程度が望ましい。

7 町の数と住居表示の効果

- ・町を細かくするほど、目的地等が限定され、住居表示の効果が上がる。
- ・町の範囲については15ha～25haが望ましい。

参考：市内平均18.6ha（最小：2.4ha 最大：75.4ha）

【町の数による住居表示の効果】

町の数	1つの場合	2つの場合	3～4つの場合	5つ以上（その他）
特 徴	・町全体のため一体感が生まれる ・街区番号が1つのため町名に続く住所の数字が大きくなる ・分筆や合筆が可能性	・目的地及び所在地がある程度、限定される	・町の面積が小さく目的地及び所在地が限定される ・町名に続く住所の数字が小さくなる	・町の面積が小さく目的地及び所在地がかなり限定される ・町名に続く住所の数字がより小さくなる ・分筆を要する可能性有 ・合筆に影響が生じる可能性有
町の数に対する町割りの例	・上作延地区住居表示対象区域（全域）	・主要な道路や水路等で区切る ・旧字界で区切る ・町内会の範囲で区切る		

8 新町界・町名の事例

(1)「丁目」を付けない事例

地 域：中原区今井地区

町の広さ：67.7ha

町名の特徴：従来の町名を活かしている。

従来の町名：今井上町

今井西町

今井仲町

今井南町

丁 目 数：なし

最大街区数：37 (23.67ha)

最小街区数：13 (15.34ha)

実 施 日：平成27年9月7日



(2)「丁目」を付けた事例

地 域：宮前区馬絹地区

町の広さ：102.6ha

町名の特徴：従来の町名を活かしている。

従来の町名：馬絹

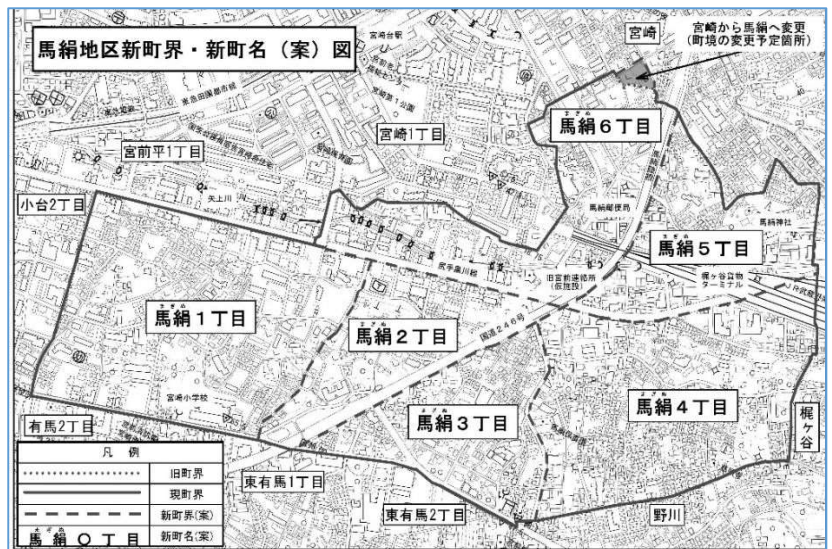
丁 目 数：6

最大街区数：44街区 (24ha)

最小街区数：12街区 (11ha)

実 施 日：平成28年10月17日

平成29年11月20日



(3)「新町名」と「丁目」を付けた事例

地 域：野川地区

町の広さ：265.58ha (宮前区)

42.55ha (高津区)

町名の特徴：実施区域が広域のため、従来の町名(呼称)を基に新町名を検討した。

従来の町名：野川

丁 目 数：宮前区→12

高津区→3

最大街区数：64街区 (39ha)

最小街区数：8街区 (4.63ha)

実 施 日：平成30年11月5日

令和元年10月15日

令和2年11月9日

